

鶴岡市農業委員会第22回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和7年9月16日(火) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 阿部 晃士 3番 石塚 治己 5番 荻原 優太 6番 松本 典子 7番 鈴木 敏徳 8番 田澤 幸弘 9番 佐藤 泰仁 10番 原田 政幸
出 席 推進委員	1番 渡部 信子 2番 齋藤 靖 3番 須田 進二 4番 齋藤 潤子 5番 小南 賢史 6番 榎本 勝 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 9番 佐藤 圭介 10番 野村 仁 11番 池田 賢成 12番 小林 節徑 13番 田村 亮真 14番 佐藤 宣夫 15番 本間 長志 16番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	4番 佐藤 晃
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 工藤 仁 調整専門員 丸山 貴子 専門員 照井 明嗣 主事 奥山 立 主事 齋藤 静 主事 長堀 亜由 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室調整専門員 奥井 智絵
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後1時30分
議 長	本日の欠席届は、4番佐藤晃委員より提出されております。遅参、早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第22回西部農地部会を開会します。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、1番 五十嵐覚委員、2番 阿部晃士委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りと思っておりますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは、報告事項に入らせていただきます。

議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について
	報告第4号 農地の転用事実に関する照会について
	事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明)《報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
	(説 明)《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》
議 長	報告事項であります。質問はございませんでしょうか。
	(発言者なし)
議 長	報告事項ですので、なければこれより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	農地法第3条案件のため、各地区担当委員からの現地調査報告を求めます。鶴22から順にお願いします。6番 榎本勝推進委員。
6番 推進委員	推進委員6番 榎本です。鶴22と23は関連がありますのでまとめて報告いたします。鶴22の受人は鶴23の渡人の兄の奥さんで、渡人の実家で農業をしています。また、鶴23の受人は鶴22の渡人の長男で、現在耕作しております。お互いそれぞれ隣接の土地があり一体的に利用できることから今回の申請となったもので、実質は交換になります。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可相当と判断しました。
議 長	続いて、3番 石塚治己委員お願いします。
3番委員	3番 石塚です。鶴24と鶴25も関連がありますので同時に報告させていただきます。渡人は現在京都に在住し、以前から受人達が農地の耕作や草刈り等管理してきた経緯があったため、今回無償で譲渡することとなったものです。鶴26につきましても渡人が耕作できないため無償で譲渡し耕作してもらうもので、いずれも農地法第3条第2項各号に該当せず許可相当と判断しております。
議 長	次、鶴27番についてお願いします。11番 池田賢成推進委員。
11番 推進委員	推進委員11番 池田です。鶴27番は年金受給のための再設定で、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると判断いたしましたので報告いたします。
議 長	それでは温海。15番 本間長志推進委員。

15 番 推進委員	推進委員 15 番 本間です。温 4 の所有権移転について現地を 8 月 18 日に五十嵐覚委員と事務局、私の 3 人で確認しております。申請地は受人が自作している田に隣接している場所で都市計画区域にあるため、取得金額が高額になっておりますが、受人、渡人双方が合意した金額です。受人は自分が農業継続できる間は続けたい。金額が高くても申請地を取得して自分が管理できるようにしたいとのことです。そのような状況でしたので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため問題はないと思われます。 温 5 につきましても、同じく 8 月 18 日に現地を確認しております。申請地は集落内にありこちらも都市計画区域のため高額になっておりますが、評価額を基にして双方で決めた金額とのことです。渡人も元々は受人と同じ集落の出身であり、同年代の顔見知りということで、今までは、当人同士の合意で畑を借りて野菜作りをしていたようです。今回、話がまとまり所有権移転の手続きとなったもので、今後も畑として使用していくとのことなので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、問題はないと判断いたしました。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号について、議案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
議 長	それでは、現地調査報告をお願いします。6 番 榎本勝推進委員。
6 番 推進委員	推進委員 6 番 榎本です。9 月 10 日に原田委員、事務局、私の 3 名で現地確認を行いました。申請地は浜中街道の七窪集落の手前に位置しております。転用目的は公共下水道事業の事務所および資材置き場ということで、一時転用ということもあり、周辺地域の営農には影響なしと判断いたしました。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号について、議案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について》
議 長	この農用地利用集積等促進計画(案)につきましても、書面で開催された農用地利用調整会議で承認されております。それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。
	(発言者なし)

議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定については、議案通り決しました。 以上で、本日の審議はすべて終了しました。 これにて、第22回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後1時50分

	議 長 <u>原 田 政 幸</u> 議 事 録 署名委員 <u>五十嵐 寛</u> 議 事 録 署名委員 <u>阿部 晃士</u>
--	---